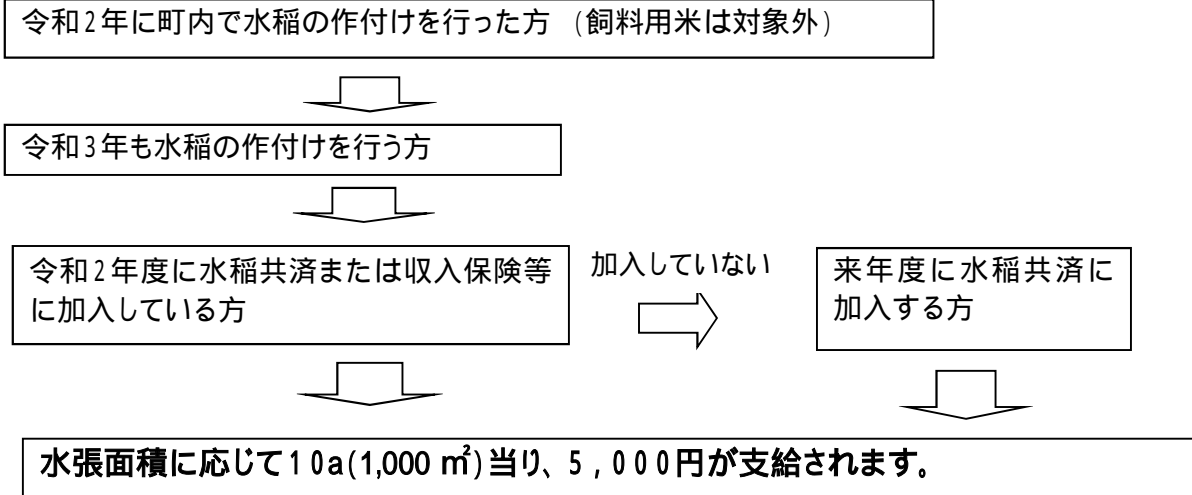


水稲を作付けしている方に見舞金を支給します

令和2年水稲被害見舞金のお知らせ

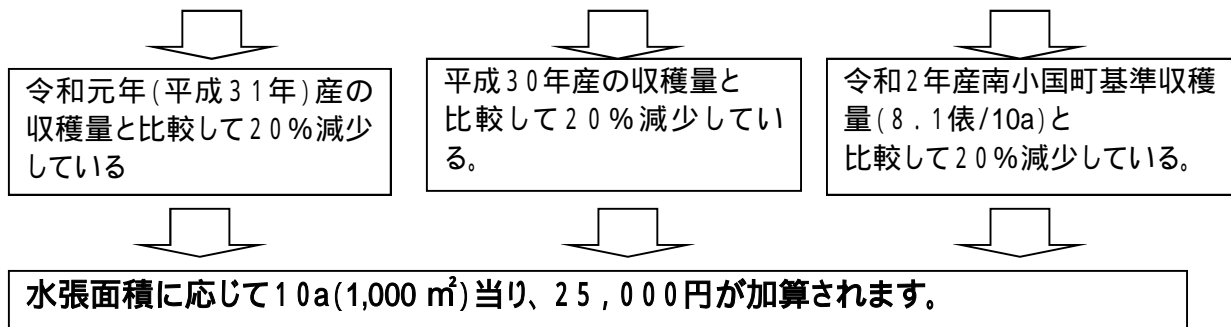
令和2年は7月豪雨災害やウンカの被害等による水稲の収穫量の減少や新型コロナウイルス感染予防対策による米の需要減少があり、水稲作付者にとって負担の大きい年でした。そのようなことを考慮して南小国町では次年以降の水稲作付の継続を目的とした見舞金を支給します。

1. 対象者及び見舞金額



ただし、自作か農業委員会を通して利用権を設定している又は今年度中に設定する農地に限ります。

さらに次の条件を満たせば加算分が支給されます。



2. 必要書類等

令和2年度に水稲共済に加入していることがわかる書類

例：「共済加入承諾書兼共済掛金等払込通知書等」 農業共済組合から受領
過去3年間の収量が確認できる書類（令和2年、令和元年、平成30年）

例：「もみすりの納品書又は請求書等もしくは証明書」 もみすり組合等から受領
保有米を含めた収量が記載してある書類が必要です。

本年産米の等級がわかる書類（本年産米が2、3等級だった方）

例：「農産物検査結果通知書等」 農協から受領

印鑑

役場に口座の登録がない場合は振込希望口座の通帳（申請者名義）

基本は耕作者に申請していただきますが耕作者の同意を得られれば所有者でも申請可能です。

3. 見舞金申請方法

新型コロナウイルス感染予防のため予約制としています。

予約受付時間 平日 8：30～17：00

予約の時間は指定せず午前か午後で受け付けます。

申請の受付時間 午前 9：00～12：00

午後 13：30～16：30

順番は予約した日に会場に来られて受付簿に記載した順番となります。

会場の都合等で受付ができない日もありますのでご了承ください。

受付期間：12月25日（金）まで

申込先：南小国町役場 農林課 農政係 42 - 1114